

## 兵高教組 2020年11月17日 確定速報 No.2 調査情報 20号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

### 2020 賃金権利確定交渉(第1回)

# 労働実態への対価として、賃金引き上げを!

11月12日、高教組は兵庫教組とともに賃金権利確定交渉をもちました。月例給等についての人事委員会勧告はまだ出ていませんが、県教委からの「一時金についての勧告は出ているので、交渉を始めさせてもらいたい」との申し入れを受けて、今年度の交渉が始まりました。

交渉が短期間になるという見通しの中で、組合側からは一時金のことに限らず様々な要求を出しました。今回は具体的な回答はほとんどありませんでしたが、次回以降での回答を求めています。

月例給等についての県人事委員会勧告が「今週なかば」とされる中、次回の確定交渉は11月20日(金)に設定されています。



2020 確定交渉第1回の様子

#### 参加者からの要求(要旨)

#### 一時金は引き下げるな!

両教組の書記長と参加者から、多岐に渡る要求を述べました。

◇異例の形の交渉になるが、一時金の引き下げは前提ではないし、短期間となるのが私たちにとって不利にはたらくことのないように。

◇民間給与との比較だけでなく、労働実態の対価という視点で賃金改善を。

◇再任用者の一時金支給月数を、定年前職員と同等に。

◇知事が人事委員会に要請した高齢層職員の賃金改善の実施を。

#### 会計年度任用職員の待遇改善を

◇今年度から会計年度任用職員制度が導入されて、非常勤職員に期末手当が支給されるようになったのに、それを引き下げるといふようなことのないように。

◇会計年度任用職員の休暇制度の後退部分の改善を。

#### 超過勤務を把握して、改善を

◇私たちがどれだけ働いているか把握できているのか。超過勤務を把握すれば、賃金等どう対応するかということになる。神戸市はICカードを使って把握するようになり、市教委は本気で業務改善にとりくんでいる。

◇超勤縮減が進まないことを、どう受け止めているか。

◇感染症の影響で業務量が増加していることは人事委員会も認めている。どう対応できるか一緒に考えていきたい。

◇今年度の状況で技能労務職員の仕事も増えている。賃金引き上げと新規採用の再開を。

◇特別支援学校での妊娠負担軽減の補助教員の配当について、「学校に一人」ではなく「妊娠教員一人に対して一人」を配当するようにしてもらいたい。

◇教室が「密」で、グループ学習をさせようにも危なくてさせられない。教員の負担軽減、生徒の教育条件整備とともに、新学習指導要領の精神を考えても少人数学級を。

#### 和泉 教育次長からの回答・説明(要旨)

◆10月30日に県人事委員会が特別給(一時金)の引き下げを勧告。月例給についての勧告はまだだが、勧告後速やかに結論をだせるよう準備しておく必要があるため、協議の申し入れをした。

◆勧告の趣旨を尊重することを基本に、皆様方との協議を踏まえて決定していく。しかし、例年とは異なる日程での協議となることについてはご理解いただきたい。

◆今年度、来年度、税込減の見込み。財政環境はこれまで以上に厳しさを増している。

◆勤勉手当の期間率について、国や他府県より相当有利であることを課題と認識しているが、給与や財政状況等、県全体の状況を踏まえて取り扱いを判断すべきものであり、今年度は月例給についての勧告もまだで、判断するための条件が整っていないので、具体的な検討は見送る。

◆感染症等に気がつかないがらの学校運営で、教育を守っていくために苦心してもらっていることは十分認識し、改めて感謝申し上げたい。

◆教育委員会として、業務支援員の追加配置や感染防止のための機器の導入などしてきた。これですべてできているとは思っていない。

◆知事から人事委員会への要請については、勧告を踏まえて検討を進めていきたい。

◆会計年度任用職員の期末手当の改定については、人事委員会の報告にある通り、正規職員との均衡等を踏まえて検討を進めている。

◆技能労務職員の採用については、国の指導など情勢が厳しいということについてご理解いただきたい。

◆業務改善にもつながる少人数学級については、国も検討を進めている。十分検討していきたいが、独自になると財政的負担が生じる。引き続き国に対して要望していきたい。

#### 2つの全職員署名へのご協力を

2つの全職員署名を1枚の用紙の左と右に配しています。両方に署名してください。一人ひとりの要求を束ねて、みんなの要求として実現させましょう。

#### 2020 確定 11 大要求署名 と 臨時講師2級給料表適用要求署名 にご協力ください。

#### 教職員が、意欲をもって、安全に、安心して働けるように

教育次長の回答には、感染症の影響で業務負担が増えていることの認識と感謝の言葉がありました。また、勤勉手当の期間率について、「今年度の検討を見送る」としたことは評価できます。

一方で、一時金引き下げの勧告を尊重するという姿勢や県財政の厳しさへの言及などは、10年間にわたって県「行革」による賃金削減を受け続けてきた私たちの痛みを十分理解してもらえているとは言えません。物理的な業務負担増だけでなく、生徒に感染させてはいけないという学校現場ならではの精神的なストレスなどについても、引き続きしっかり伝えていく必要があります。

会計年度任用職員の期末手当については、人事委員会は「制度導入時から労使交渉で決められてきた」として、具体的な勧告をしていません。労使協議に委ねられていると考えられます。

私たちと知事の労使双方が人事委員会に対して要請した高齢層職員の賃金改善も、進めなければなりません。

教職員がモチベーションを落とさずに働けるよう、十分な改善をさせるために交渉を続けます。

#### 11月13日 人事委員会交渉(第7回)

人事委員会交渉での主な回答は、次の通りです。

- 公民比較では、公務が民間を下回るが、較差は小さい。給料表の改定は見送り。
- 高齢層職員の賃金改善については、公民較差に(ほとんど)影響を及ぼさないとところで、行政職6級の号給継ぎ足し(だけ)。
- 再任用の給料月額の高号給に対する割合が、教育職の2級において、他の職・級と比べて特に低いという認識を持ち、全国人事委員会連合会に対して、改善に向けて研究するよう伝える。
- パソコンのオン・オフで出勤時刻が記録される従事時間申告表は、労安法における「客観的な」記録方法であり、自己申告方式ではない。一方で、従事時間申告表の記載率は8割程度で、勤務時間把握が十分なされていない。
- 勧告日は、11月16日(月)の週の中ごろ。

従事時間申告表について、「自己申告」だからこそ十分な把握ができないこと、改ざんが指示されたりするということを追及していきます。

高齢層職員の賃金改善については、さらに検討するよう求めました。

**超過勤務をきちんと把握して、その解消のために実効ある対策を！ 教職員のはたらきに応える賃金引き上げを！**